

令和6年第3回柳津町議会定例会会議録

第8日 令和6年9月11日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 小林 浩	6番 岩 渕 清 幸	9番 荒 明 正 一
2番 渡 邊 俊 典	7番 新井田 順 一	10番 伊 藤 純
3番 磯 目 泰 彦	8番 田 崎 信 二	11番 齋 藤 正 志
5番 松 村 亮		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小林 功	みらい創生課長 鈴木 秀 文
副 町 長 矢 部 良 一	保 育 所 長 橋 本 千 恵
総 務 課 長 菊 地 淳 一	教 育 長 神 田 順 一
出 納 室 長 天 野 一 保	教 育 課 長 新井田 理 恵
町 民 課 長 矢 部 剛	公 民 館 長 田 崎 治
地 域 振 興 課 長 杉 原 満	代 表 監 査 委 員 岩 佐 利 昭
建 設 課 長 横 井 伸 也	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 田 崎 真一郎 主 査 鈴木 勝 久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1	報告第 1 号	決算特別委員会付託案件審査結果報告について
日程第 2	議案第 5 3 号	柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 5 4 号	柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 5 5 号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 5	議案第 5 7 号	令和6年度柳津町一般会計補正予算

- 日程第 6 議案第 5 8 号 令和 6 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 7 議案第 5 9 号 令和 6 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 6 0 号 令和 6 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 6 1 号 令和 6 年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 日程第 1 0 議案第 6 2 号 令和 6 年度柳津町簡易水道事業会計補正予算
- 日程第 1 1 議案第 6 3 号 令和 6 年度柳津町下水道事業会計補正予算
- 日程第 1 2 議案第 6 4 号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 1 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 5 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 6 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 7 報告第 3 号 一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について
- 日程第 1 8 報告第 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について
- 日程第 1 9 議員の派遣について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「決算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

審査結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、松村 亮君。

○決算特別委員会委員長（登壇）

報告第1号、決算特別委員会付託案件審査結果報告。

本委員会に付託されました「議案第56号令和5年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、9月5日、6日の2日間、執行部より町長、副町長、教育長、各主管課長等及び係長の出席を求め、慎重に審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

なお、認定された決算は以下のとおりであります。

1. 令和5年度柳津町一般会計歳入歳出決算
2. 令和5年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
3. 令和5年度柳津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
4. 令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
5. 令和5年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算
6. 令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
7. 令和5年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算
8. 令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
9. 令和5年度柳津町下水道事業特別会計歳入歳出決算
10. 令和5年度柳津町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算
11. 令和5年度柳津町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

であります。

令和6年9月11日

柳津町議会決算特別委員会

委員長 松村 亮

柳津町議会議長 齋藤 正志 様

○議長

お諮りいたします。

ただいまの決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第56号「令和5年度柳津町歳入歳出決算認定について」は決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第2、議案第53号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第53号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、租税特別措置法施行令及び福島県税特別措置条例が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第53号柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

今回の条例の改正につきましては、租税特別措置法施行令及び福島県税特別措置条例が改正されたことに伴いまして、柳津町税特別措置条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、第3条中とありますのは、過疎地域における課税免除についてであります。課税免除の対象期間が令和6年3月31日までとなっているものを令和9年3月31日まで3年間延長するものでございます。

なお、附則としましてこの条例は公布の日から施行し、改正後の条例第3条の規定は令和6年4月1日から適用するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第54号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第54号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第54号柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、被保険者証が廃止されます。柳津町国民健康保険条例では、国民健康保険法に基づく罰則を規定しておりますが、被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険法から被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されることとなったため、所要の改正をするものであります。

第20条中「第9項」を「第5項」に改めるのは、国民健康保険法から被保険者証に関する条項が削除され繰り上がることによる改正となります。

「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてもこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるのは、同様に、国民健康保険法から被保険者証に関する記述が削除されるため改めるものです。

附則第1条につきましては、令和6年12月2日施行とするものです。

附則第2条につきましては、経過措置といたしまして、令和6年12月2日以前に発行した被保険者証に係る罰則の適用については従前の条項を適用することを規定したものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第54号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第55号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第55号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合規約において処理する事務を変更し、規約を変更するため、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定により協議願うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第55号福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について補足してご説明いたします。

地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合において処理する事務を変更し規約を変更する場合は、構成市町村との協議及び議会の議決を経る必要があるとされていることからご提案するものになります。

6ページをお願いいたします。

福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約になります。

本規約の別表第2では、構成市町村が行う事務を定めておりますが、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され被保険者証が廃止されることとなったため、所要の改正をするものであります。

別表第2中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるのは、被保険者証の廃止に当たり、マイナンバーカードで健康保険証の利用をしていない方が医療機関で必要な保険診療等を受けられるようにするために資格確認書を交付することになるため改正するものです。また、最後に「等」とありますのは、マイナ保険証の保有者に対しましては、保有者自身の被保険者資格情報を記載した資格情報のお知らせを交付することになるため、等とつけるものであります。

附則につきましては、令和6年12月2日施行といたします。

以上で補足説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第55号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

お諮りいたします。

日程第 5、議案第 57号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 6、議案第 58号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第 7、議案第 59号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 8、議案第 60号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第 9、議案第 61号「令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第 10、議案第 62号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」

日程第 11、議案第 63号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第 57号、議案第 58号、議案第 59号、議案第 60号、議案第 61号、議案第 62号、議案第 63号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第 57号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第 58号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正及び施設勘定の歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第 59号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第60号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第61号「令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第62号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第63号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第57号から議案第63号まで補足してご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第57号令和6年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ1億9,568万2,000円を追加し、それぞれ45億2,623万3,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

今回の地方債の補正につきましては、主に過疎債、辺地債などの借入れの枠が減額されたことに伴いまして、事業実績見込みを踏まえ補正をするものでございます。

まず、消防施設整備事業、緊急防災・減災事業債でございますが、こちらにつきましては100万円減額しまして3,190万円としております。

次に、大成沢・冑中地区水源・浄水場整備事業、辺地対策事業債でございますが、こちらについては、企業会計での事業でありますので、簡易水道事業会計側で借入れをするようになったため全額減額をするものでございます。

次に、町道五疊敷大成沢線整備事業、こちらも辺地対策事業債でありますが、こちらについては70万円増額して2,730万円としております。

次に、道路維持管理事業、こちらも辺地対策事業債でありますが、こちらも150万円増額して610万円としております。

次に、町道屋敷添南沢線整備事業、こちらも辺地対策事業債でありますが、こちらについては130万円減額して510万円としております。

次に、過疎地域持続的発展特別事業、過疎対策事業債でございますが、こちらにつきましては50万円増額して5,610万円としております。

次のページに行きまして、トンネル修繕事業、こちらも過疎対策事業債でありますが、710万円減額しまして2,240万円としております。

次に、道路維持管理事業、こちらも過疎対策事業債でありますが、10万円減額して220万円としております。

次に、橋梁修繕事業、こちらも過疎対策事業債ということで、140万円減額して3,550万円としております。

次に、公営住宅整備事業、こちら過疎対策事業債であります。当初7,200万円を予定していたんですけども、公営住宅法に基づく施設の修繕につきましては起債の対象外事業ということで全額落として、代わりに公共施設整備基金を取り崩す予定でございます。

次に、柳津小学校施設改修事業、こちらも過疎対策事業債であります。280万円減額して880万円としております。

次に、西山小学校施設改修事業、こちらも過疎対策事業債ということで、200万円減額して400万円としております。

次のページをお願いいたします。

学校給食センター施設整備事業、過疎対策事業債であります。240万円減額して530万円としております。

次に、美術館施設改修事業、こちらも過疎対策事業債ということで、20万円減額して450万円としております。

臨時財政対策債ということで20万円増額して490万円ということで、合計で1億3,830万円

を減額しまして4億780万円としております。

10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金でございます。補正額としまして1,056万2,000円の増でありますが、交付決定による増でございます。

次の地方交付税につきましても、2億9,440万4,000円の増ということで交付決定によるものでございます。

次に、分担金及び負担金、負担金、民生費負担金で20万9,000円の増でありますが、養護老人ホームの入所者の所得確定による負担金の増ということでございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金で841万8,000円の増でございます。こちらについては、被用者児童手当負担金で650万2,000円、非被用者児童手当負担金で186万6,000円、被用者特例給付負担金で5万円の増ということで、いずれも児童手当制度の改正による増を見込んでおります。

次に、国庫補助金、総務費国庫補助金で3,339万2,000円の増であります。こちらにつきましては、まず、地方創生臨時交付金ということで定額減税であったり非課税世帯への給付金等につきまして支給額の見込みの増に伴う歳入の増を見込んでおります。次に、福島再生加速化交付金につきましては、次ページの農林水産業費国庫補助金の農山漁村振興交付金の歳入見込みがなくなったということで、再生加速化交付金のほうに組替えをしているものでございます。

次のページをお願いいたします。

民生費国庫補助金で354万7,000円の増であります。こちらにつきましては、児童手当制度改正に伴うシステム改修などに要する補助金ということでございます。

次に、農林水産業費国庫補助金で800万円の減ということで、先ほど申し上げましたように、福島再生加速化交付金のほうに組替えをしておりますので減となっております。

次に、土木費国庫補助金で2,320万2,000円の減でありますが、交付決定による減でございます。

次に、教育費国庫補助金で7万1,000円の増でありますが、特別支援教育就学奨励費補助金の見込み増ということであります。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金で11万円の増でございますが、こちらにつきましても児童手当制度の改正による増ということで、被用者児童手当負担金については3万

8,000円、非被用者児童手当負担金については6万円、被用者特例給付負担金については1万2,000円の増ということでございます。

次に、県補助金でございます。

農林水産業費県補助金で219万6,000円の減でございます。まず、農業費補助金1,000円の減につきましては、事業の不採択ということで減額をしております。次に、林業費補助金がありますが、219万5,000円の減ということでもあります。森林環境税交付金については、事業の増による交付金の収入見込み増でございます。次のふくしま森林再生事業補助金につきましても、事業費の増によるものでございます。野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金、400万円の減ということではありますが、当初予定していた行政区2地区が事業を実施しなくなったということで減額となっております。

次のページに行きまして、県委託金の総務費県委託金、2万5,000円の増ではありますが、総務管理費委託金で2,000円の減、統計調査費委託金で2万7,000円の増ということで、いずれも交付決定によるものでございます。

次に、財産収入、財産売払収入、物品売払収入で100万円の増ということで、こちらにつきましては除雪車の売払収入ということでございます。

次に、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金ということで1億8,400万円の減でございますが、こちらは地方交付税等の増によりまして財政調整基金の取崩しを減額するものがあります。

公共施設整備基金繰入金ということで7,200万円の増ということで、地方債の補正のほうでも申し上げましたが、当初、公営住宅の外壁改修工事を過疎債のほうで要望しておりましたけれども、公営住宅法に基づく修繕につきましては起債の対象外となったため、公共施設整備基金を取り崩すものでございます。

次に、繰越金、繰越金で9,364万2,000円の増ではありますが、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、諸収入の雑入ではありますが、3,400万円の増ということで、B&G財団の事業の採択がありましたので補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

町債でございますが、町債につきましては、地方債の補正で説明しましたように、主に過疎債、辺地債の借入額が減額されたということで各事業の実績見込みから補正をしております。総務債で50万円の増、衛生債で5,090万円の減、土木債で7,970万円の減、消防債で100

万円の減、教育債で740万円の減、臨時財政対策債で20万円の増、トータル1億3,830万円の減ということでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

議会費の議会費、30万9,000円の増であります。まず、職員手当については児童手当制度の改正に伴う増であります。旅費から使用料及び賃借料につきましては、議員の研修旅費ということで計上しております。

次に、総務費、総務管理費、一般管理費で364万6,000円の増であります。まず、職員手当につきましては職員の扶養等の変更、また、児童手当制度の改正による増であります。共済費につきましては、標準報酬月額の設定による増でございます。

次に、財産管理費、95万円の増につきましては、安久津地内にあります協力隊が入っていた職員宿舎の修繕費用ということであります。

次に、企画費、714万1,000円の増であります。職員手当については児童手当制度の改正による増、報償費につきましては、ふるさと納税返礼品代ということでパックご飯のほうを予定しております。旅費と需用費につきましては、ふるさと納税に係る先進地の視察であったり空き家対策に係る旅費、需用費ということでございます。役務費、3万円につきましては、次のページにあります公有財産購入費に係る不動産価格の査定手数料ということでございます。次のページに行きまして、委託料につきましては、ふるさと納税業務委託料ということで、パックご飯の製造の業務委託になります。使用料及び賃借料で8万9,000円の増ありますが、こちらについてもふるさと納税と空き家対策に係る通行料、車の借上料ということであります。公有財産購入費、400万円につきましては、移住希望者のお試し住宅、また、協力隊の居住の場としまして空き家の購入に要する経費でございます。負担金、補助及び交付金、40万円の増につきましては、定住促進対策新築住宅補助事業の所要増を見込んでおります。

諸費、30万3,000円の増であります。需用費、修繕費であります。こちらは防犯カメラの故障ということで修繕をするものでございます。負担金、補助及び交付金につきましては、新たに地区のほうから防犯灯の要望があったということで補正をお願いするものです。

次に、土地利用計画策定費、2,000円の減については、交付金の確定に伴う需用費の減ということでございます。

次に、電算管理費、34万1,000円の増であります。インターネット回線と国・県をつな

いでいるL GWAN回線の保守更新の委託料ということでもあります。

庁舎管理費で99万円の増であります、こちらも修繕費ということで、役場庁舎の空調機の温度センサーの修繕13か所分ということでございます。

町民バス管理費については、財源補正となっております。

次のページに行きまして、総務費、徴税費、徴税総務費で1,670万1,000円の増であります。役務費で8万1,000円、負担金、補助及び交付金で1,662万円の増ということで、こちらにつきましても、定額減税に係る振込手数料の増と税の本算定による支給見込額が算出できたということで増額の補正をお願いするものでございます。

次に、戸籍住民基本台帳費、30万8,000円の増と次の選挙費の選挙管理委員会費、18万5,000円の増につきましても、職員の居住地の変更等に伴う増でございます。

次に、統計調査費でございますが、2万7,000円の増ということで、需用費と役務費でそれぞれ国勢調査委託金の確定による増となっております。

次のページをお願いいたします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で1,272万2,000円の増であります。まず、報酬と旅費の増につきましても、民生委員1名の退職に伴う新たな民生委員の推薦委員会の委員報酬の増、また、その費用弁償となっております。給料につきましても、大変申し訳ないんですが、職員給の見込み誤りによる増をお願いするものでございます。11節役務費から18節負担金、補助及び交付金につきましても、非課税世帯等臨時特別給付金と非課税化・均等割のみ課税化世帯臨時特別給付金ということで、本算定により支給対象者の見込みが立ったということで改めて算定をしたところ補正をお願いするものでございます。

次に、老人福祉費、459万1,000円の増につきましても、介護保険特別会計への繰出金となっております。

障害者福祉費で311万8,000円の増であります、負担金、補助及び交付金で9万円については所要見込み増であります。償還金、利子及び割引料で302万8,000円の増につきましても、過年度の実績に基づく償還金となっております。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費で12万5,000円の増であります。まず、負担金、補助及び交付金で10万7,000円の増につきましても、チャイルドシート補助金の所要増を見込んでおります。償還金、利子及び割引料、1万8,000円については、令和5年度の実績に基づく償還金となっております。

次のページに行きまして、柳津保育所運営費で108万7,000円の増であります。こちらのほ

うは、東北電気保安協会からの指摘で台帳、また、キュービクルの接地抵抗値が過大となっているということで修繕をするものでございます。

児童措置費で981万2,000円の増であります。需用費から扶助費までにつきましては、児童手当制度の改正による増となっております。償還金、利子及び割引料、60万3,000円の増であります。令和5年度の実績に伴う償還金でございます。

次に、衛生費、保健衛生費、予防費で509万9,000円の増であります。需用費から委託料までにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の増ということになります。償還金、利子及び割引料、29万2,000円については、令和5年度の実績による感染症予防事業費と国庫補助金の償還金でございます。

次に、母子保健費、9,000円の増につきましては、令和5年度実績に伴う償還金でございます。

次のページをお願いいたします。

清掃費の塵芥処理費で28万7,000円の増でございます。こちらにつきましては、ごみ減量化をPRするための消耗品、また、修繕費ということでごみ収集車のタイヤの購入経費ということになります。

次に、農林水産業費、農業費、農業振興費で24万9,000円の増であります。負担金、補助及び交付金であります。6次化推進事業補助金については所要増を見込んでおります。その下のふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金については、歳入で申し上げた不採択ということで1,000円減をしております。

次に、農地費で6万円の増であります。職員の児童手当の制度改正による増であります。

次に、地域農政特別対策事業費で70万円の増であります。負担金、補助及び交付金ということで湧水に対する補助金の所要増を見込んでおります。

次に、国土調査費で55万2,000円の増であります。委託料ということで地籍調査に係る業務委託料の所要増であります。

次に、林業費、林業振興費、73万6,000円の減であります。まず需用費、10万円の増につきましては、地域おこし協力隊の活動に伴う消耗品代の増を見込んでおります。委託料で228万1,000円の増ということで、ふくしま森林再生事業に伴う森林整備業務委託料の所要増でございます。原材料費、6万3,000円の増につきましては、遊歩道の修繕工事に伴う原材料費ということになります。次のページに行きまして、負担金、補助及び交付金で318万円の減でございます。電気柵の購入補助と鳥獣被害農地畦畔修繕補助金については、所要増を

見込んでおります。野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金につきましては、歳入のほうで同額減額しておりますが、2地区のほうで事業をやらないということで減額をしております。

次に、林道維持費、825万1,000円の増であります。修繕費でございますが、各林道の舗装であったりガードケーブルの修繕等の経費ということになります。

次に、商工費、商工費、観光費で56万円の増であります。まず、需用費につきましては、ほっといんやないづのエレベーターの修繕費用ということになります。繰出金で20万円ということでスキー場特別会計への繰出金でございます。

次に、土木費、土木管理費、土木総務費で63万円の減であります。役務費の手数料ということになります。チェーンソーの特別教育を当初予算のほうで見えておりましたが、今回、B&G財団の支援の中で実施できるということで予算の組替えをしております。

次に、防雪サブセンター管理費で61万5,000円の増であります。こちらも需用費の修繕費ということで、サブセンターのアンペアの増設工事を予定しております。備品購入費、41万円につきましては、石油暖房機の故障により新たに暖房機を購入するものでございます。

次に、道路橋梁費、道路維持費につきましては、1,146万2,000円の増ということで、需用費であります。町道の修繕工事、また、除雪機械の修繕ということでございます。次のページをお願いいたします。役務費で8万7,000円の増であります。いずれも除雪機械の今後の支出見込みを立てまして、不足するということで増額をお願いをするものです。備品購入費、13万1,000円の増につきましては、消・融雪施設維持管理用ということでハンマードリルの購入を予定しているものでございます。

道路新設改良費で50万円の増につきましては、委託料の部分でございますが、来年度施工分の測量の保管業務委託料の増でございます。

次に、土木費、住宅費、公営住宅管理費で330万円の増ということで、こちらも需用費、修繕費の部分であります。柳ヶ丘住宅1号棟の駐車場に穴が空いたということで、危険でありますのでその修繕に係る経費でございます。

次に、消防費、消防費の非常備消防費、88万2,000円の増であります。報酬で81万6,000円の増、旅費で6万6,000円の増ということで、こちらにつきましては、昨日8月19日に発生しました細八地内の火災に伴う出動の報酬と手当の部分でございます。

次に、消防施設費で245万円の増であります。需用費、修繕費ということで、防火水槽と消火栓の修繕を予定しております。工事請負費、99万7,000円の増につきましては、柳ヶ丘住宅前の消火栓のほうで漏水があったということでその修繕と、仕切弁がなかったというこ

とで新たに仕切弁のほうを設置したいということでございます。

次に、防災費で3,793万1,000円の増でございます。こちらが、歳入のほうでも申し上げたB & G財団の防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業が採択となりまして今回、補正をお願いするものでございます。旅費につきましては広域研修、重機の操作研修、チェーンソーの特別教育に係る旅費を見込んでおります。需用費、76万1,000円につきましては、消耗品ということでダンプ2台分のスタッドレスタイヤ、段ボールベッド、町の自衛消防隊の長靴の購入を予定しております。災害対策用品ということで当初予算で段ボールベッドを取っていたんですけども、先ほどの消耗品のほうに組替えをしているものでございます。次のページに行きまして、役務費171万7,000円の増であります。こちらがチェーンソーの特別教育の手数料ということで土木費のほうから組替えをしたものでございます。受講料ということで、こちらにつきましては重機の操作研修、特別教育、ドローンの操作研修のほうを予定しております。委託料、80万円につきましては、必須の研修の1つでテーマを決めまして実施する研修に要する経費でございます。工事請負費、2,500万円の増ということで、防災倉庫を本庁地区に1か所、支所地区に1か所、整備していきたいということでございます。備品購入費、850万円の増であります。防災用備品費ということで、必須機材の救助艇、避難所用トイレ、ポータブル蓄電池、止水パネル、ドローンなどを購入ということで予定しております。

次に、教育費、教育総務費、事務局費で63万5,000円の増であります。報償費、52万8,000円につきましては、部活動地域移行指導者に対する謝礼を見込んでおります。役務費、10万7,000円につきましても、部活動地域移行指導者分と生徒分に係る傷害保険料ということでございます。

次に、小学校費、柳津小学校管理費と西山小学校管理費については、財源補正となっております。

次に、中学校費、会津柳津学園中学校管理費につきましては、109万9,000円の増ということで、こちらも需用費、修繕費ということで体育館のトイレの窓の修繕経費ということでございます。次のページに行きまして、備品購入費、18万6,000円につきましては、生徒用椅子の老朽化ということで10脚分の購入経費ということでございます。

次に、会津柳津学園中学校教育振興費で17万2,000円の増ありますが、報償費につきましては講師謝礼の所要増を見込んでおります。扶助費で13万8,000円の増ありますが、特別支援学級就学奨励費ということで、西会津中のほうに通っている生徒の交通費の増による

ものでございます。

次に、教育費、社会教育費、社会教育総務費で10万円の増につきましては、職員手当の児童手当制度改正による増であります。

公民館費で16万5,000円の増であります。需用費の部分でいずれも所要増ということがあります。修繕費については、庁舎の修繕費用ということがあります。

文化財管理費で44万6,000円の増であります。旅費につきましては、地域・日本のレガシー形成事業に伴う先進地の調査に係る旅費を計上しております。備品購入費につきましては、カメラの故障ということで新たに購入をお願いするものでございます。

活性化施設管理費で52万8,000円の増であります。修繕費であります。ふれあい館の空調の修繕に要する経費となっております。

美術館管理費については、財源補正でございます。

次に、保健体育費、学校給食費につきましても、財源補正となっております。

次のページの運動公園管理費、23万円の増であります。まず、旅費につきましては、B & G全国サミットに係る旅費ということで、当初3人分予定しておりましたけれども、1名分追加するものでございます。来年度、福島県ブロックの事務局が柳津町ということでございます。需用費で19万6,000円の増であります。修繕費ということでソフトボールの投球間のルール改定があるということで修繕をするものでございます。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、現年公共土木災害復旧費で220万円の増につきましては、町道五疊敷大成沢線の災害査定設計委託料の増であります。

次に、町単独災害復旧費で林業施設災害復旧費、230万2,000円の増であります。こちらも林道柳津新鶴線、また、漆峠線の流出土砂の撤去であったり、そういった土砂の撤去費用等に関する経費となっております。

土木施設災害復旧費で6万5,000円の増につきましては、使用料及び賃借料ということで、令和4年度に発生しました四ツ谷地内の土砂災害仮設道路に係る土地賃借料ということで、10月から3月いっぱいまでの賃借料ということでございます。

次に、公債費、公債費、元金で7,663万8,000円の増であります。償還金、利子及び割引料ということで、地方財政法の規定により歳計剰余金処分としまして公債費の繰上償還を行うものであります。

次のページに行きまして、利子であります。10万9,000円の減ということで、元金のほうで繰上償還することによりまして3月の定期償還分の利子分について減額をするものでござ

ございます。

次に、諸支出金、公営企業費、公営企業会計出資金につきましては、1億7,283万4,000円の減ということで皆減でございます。それと公営企業会計補助金で1億4,144万2,000円の増ということで、こちらについては、会計士と協議した結果、性質的に出資金ではなく補助金のほうがよいということで組替えをしているものでございます。

予備費で870万8,000円、増額して調整しております。

32ページをお願いいたします。

議案第58号令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条では、まず、事業勘定では歳入歳出それぞれ278万2,000円を追加し、それぞれ4億7,846万6,000円とするものでございます。次に、施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ31万7,000円を減額し、それぞれ6,062万6,000円とするものであります。

37ページをお願いいたします。

歳入であります。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税であります。66万8,000円の減でございます。いずれも本算定による額の確定によりまして減額をお願いするものでございます。

次に、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で43万5,000円の増でございますが、保険者努力支援交付金事業計画の見直しによる増ということでもあります。

次に、繰越金、繰越金で137万9,000円の増ということで、前年度繰越金の確定による増であります。

次に、国庫支出金、国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、163万6,000円の増ということですが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等事業に係る補助金でございます。

次のページをお願いします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で184万2,000円の増であります。まず、需用費につきましては、保険証廃止後に係るデザイン用紙代、マイナ保険証の周知リーフレット等に係る経費であります。役務費につきましても、それらの郵券代の所要増を見込んでおります。委託料、4万2,000円の増につきましては、会計年度任用職員が退職ということでレセプト点検を国保連合会のほうに委託する経費となっております。負担金、補助及び交付金で146万2,000円の増でございますが、マイナンバーカードと保険証の一体化に向けたシステム改修に

伴う負担金の増であります。

次に、国民健康保険事業費納付金で一般被保険者医療給付費分としまして6万2,000円の増、一般被保険者後期高齢者支援金等分で7万3,000円の増、介護納付金分で18万9,000円の減ということで、納付額の確定による増減ということであります。

次のページに行きまして、保健事業費、特定健康診査等事業費であります。87万円の増であります。備品購入費の部分であります。保険者努力支援交付金の事業見直しに伴いまして、衛生費のほうから予算の組替えを今後の補正予算で対応していく予定でございます。機械器具購入費ということでエクササイズバイクのほうを予定しております。

次に、諸支出金、償還金利子及び還付加算金、償還金で6万6,000円の増であります。令和5年度の実績に伴う返還金となっております。

予備費で5万8,000円、増額して調整をしております。

44ページをお願いいたします。

次に、施設勘定の歳入になります。

繰越金、繰越金ということで31万7,000円の減であります。前年度繰越金の確定によるものでございます。

次のページに行きまして、歳出になります。

予備費で31万7,000円、減額して調整をしております。

次のページをお願いします。

議案第59号令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ108万8,000円を追加し、それぞれ6,147万4,000円とするものでございます。

51ページをお願いいたします。

歳入であります。

後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料で35万円の増であります。こちらもいずれも本算定による増減ということでございます。

繰越金、繰越金で73万8,000円の増であります。前年度繰越金の確定による増となっております。

次のページをお願いします。

歳出で、広域連合納付金、保険料等負担金で64万円の増であります。保険料等負担金の支出見込みの増によるものでございます。

続いて、諸支出金、償還金及び還付加算金、保険料償還金で4万円の増ということで、保険料還付金の所要増を見込んでおります。

予備費で40万8,000円、増額しまして調整をしております。

次のページをお願いいたします。

議案第60号令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ7,319万4,000円を追加し、それぞれ6億5,986万2,000円とするものでございます。

58ページをお願いいたします。

歳入であります。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料、129万円の増であります。こちらについては、現年度分の特別徴収保険料と普通徴収保険料ということで、本算定による増減でございます。滞納繰越分につきましては、見込みによる増ということであります。

次に、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で466万5,000円の増ということで、介護給付費の増による負担金の収入見込み増ということであります。

次に、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金で343万5,000円の増につきましても、介護給付費の増による交付金の見込み増を見込んでおります。

次に、地域支援事業交付金で47万3,000円の増であります。こちらも事業費の増に伴う収入見込み増であります。

次に、支払基金交付金、介護給付費交付金で821万円の増であります。現年度分で797万円、こちらも介護給付費の増に伴う介護納付金の増であります。過年度分ということで実績による追加交付があるものでございます。

次のページをお願いします。

地域支援事業交付金で63万8,000円の増ということで、収入見込み増によるものです。

次に、県支出金、県負担金、介護給付費負担金で492万9,000円の増ということで、こちらも介護給付費の増に伴う負担金の増を見込んでおります。

次に、県補助金、地域支援事業交付金で29万5,000円の増であります。こちらも事業費の増に伴う収入見込み増であります。

次に、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で369万円の増であります。こちらも介護給付費の増に伴う繰入金の増であります。

次に、地域支援事業繰入金で29万5,000円の増につきましても、事業費の増に伴う収入見

込み増であります。

低所得者保険料軽減繰入金、10万3,000円の増につきましても、低所得者保険料軽減繰入金の令和5年度分の確定による繰入金の増であります。

その他一般会計繰入金で50万円の増につきましても、職員手当の増分を繰入れするものでございます。

次のページに行きまして、繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金で3,100万円の増ということであります。令和5年度の介護給付費の実績に伴う償還金が歳出のほうに出てきますので、基金を取り崩すものでございます。

繰越金で1,367万1,000円の増ということで、前年度繰越金の確定による増であります。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で50万円の増ということで、職員手当に係る分で超過勤務と児童手当制度改正による増を見込んでおります。

次に、保険給付費、介護サービス等諸費、まず、施設介護サービス給付費で2,477万9,000円の増、居宅介護住宅改修費で46万2,000円の増、地域密着型介護サービス給付費で371万9,000円の増ということで、いずれも支出見込みの増によるものでございます。

次に、介護予防サービス等諸費であります。介護予防サービス給付費で44万2,000円の増、介護予防サービス計画給付費で10万7,000円の増ということで、こちらも見込みによる増ということでございます。

次のページをお願いいたします。

地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防・生活支援サービス事業費で236万1,000円の増についても、支出見込みによる増でございます。

その他諸費の審査支払手数料、2,000円の増ということで、手数料の所要増を見込んでおります。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金、第1号被保険者保険料還付金で9万3,000円の増であります。償還金、利子及び割引料ということで、第1号被保険者保険料還付金の支出見込み増ということでございます。

償還金、4,116万9,000円の増であります。令和5年度の実績による介護給付費等の償還金となっております。

予備費で44万円、減額して調整をしております。

68ページをお願いいたします。

議案第61号令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、それぞれ945万5,000円とするもの
でございます。

73ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、一般会計繰入金で20万円の増につきましては、一般会計からの繰入金の増でござ
います。

繰越金、繰越金で4万5,000円の減ということで、前年度繰越金の確定による減でありま
す。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

スキー場事業費、スキー場事業費で20万円の増ということで、委託料ということでありま
すが、解体予定の旧管理棟のアスベストの調査委託料ということでございます。

予備費で4万5,000円、減額して調整をしております。

次のページをお願いいたします。

議案第62号令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算であります。

第2条では、収益的収入及び支出予算の補正になります。

まず、収入でございますが、第1款簡易水道事業収益で198万2,000円を追加し、2億
8,003万4,000円とするものでございます。

支出ということで、第1款簡易水道事業費用、520万2,000円を追加しまして2億8,345万
2,000円とするものであります。

次に、第3条、資本的収入及び支出予算の補正になります。

収入であります。第1款資本的収入で322万円を追加し、2億7,289万円とするものであ
ります。

次のページをお願いいたします。

企業債の補正であります。大成沢・冨中地区水源・浄水場整備事業、辺地対策事業債とい
うことで399万円の借入れをするものでございます。

81ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出ということで、まず、収入であります。簡易水道事業収益の他会計

補助金、198万2,000円の増であります。一般会計からの補助金ということでもあります。

次に、支出であります。簡易水道事業費用で配水及び給水費で130万9,000円の増につきましては、修繕費ということで緊急時の修繕費を予算計上しているものでございます。

総務費で69万3,000円の増につきましては、職員の超過勤務手当を見込んでおります。

次に、簡易水道事業費用の特別損失、その他特別損失で320万円の増につきましては、令和5年度の実績に伴う消費税納付金となっております。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入の分ではありますが、資本的収入、建設改良費等の財源に充てるための企業債ということで3,910万円、大成沢・冨中地区水源・浄水場整備事業に係る分でございます。

次に、資本的収入、補助金、国庫補助金で91万8,000円の減につきましては、水道施設整備事業国庫補助金の内示により減額の補正をお願いするものでございます。

次に、資本的収入、他会計出資金で1億2,737万4,000円の減ということで、こちらのほうが会計士と協議しまして全額他科目のほうに組替えをしているものでございます。

次に、資本的収入、他会計補助金で9,241万2,000円の増ということで、企業債償還金分と建設改良費分ということで計上しているものでございます。

次のページ、議案第63号令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算であります。

第2条では、収益的収入及び支出予算の補正ということでもあります。

まず、収入であります。第1款下水道事業収益で2,376万6,000円を減額しまして、2億6,201万円とするものあります。

次に、支出であります。第1款下水道事業費用、150万6,000円を追加しまして2億8,958万3,000円とするものであります。

次に、第3条では、資本的収入及び支出予算の補正ということで、まず、収入、第1款資本的収入につきましては、2,527万2,000円を追加し、1億142万2,000円とするものでございます。

90ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の収入の分でございます。下水道事業収益、他会計補助金ということで2,376万6,000円の減ということで補助金の減でございます。

次に、支出であります。下水道事業費用、総係費で150万6,000円の増ということで、手当については職員3名分の超過勤務手当を見込んでおります。修繕費、53万円の増につきま

しては、2トンユニック車の修繕代ということであります。

次のページ、資本的収入及び支出の収入であります。資本的収入、他会計出資金で4,546万円、全額減額をしております。

次に、資本的収入、他会計補助金で7,073万2,000円の増ということで、企業債の償還金分等でございます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

3番、磯目泰彦君。

○3番

それでは、質問をさせていただきます。一般会計でお願いします。

ページで言うと6ページ及び12ページ、関連性がある内容でございますが、今回、地方債補正ということで7,200万円、皆減ということで、その代わりに12ページで公共施設整備基金繰入金ということで7,200万円、入っているわけであります。これは柳ヶ丘の外壁工事ということで、先ほどの説明であれば、公営住宅法について起債対象外ということで今回になりましたというような説明ではあったと思うんですけども、どうしてもその理由として、当初予算のときには7,200万円、組んでいるわけですけども、現在、発注された工事内容とその時点で何か大きな相違があったのか。また、法改正等があつて対象外になったのか。または、それ以外なのか。こういった理由について、建設課長にお聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

修繕関係の工事を発注しておりますけど、内容に変更はございません。

以上です。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

簡単明瞭、ありがとうございます。工事内容についても法改正もないということであるというふうな今、回答でありました。私は、これは正直大変驚きました。

この内容というのは、外壁工事、あと防水工事といった内容だと思うんですけども、初めての工事ということで私はないというふうに思っております。以前にも別な棟ではこういった工事、行われているというように考えております。これが見積り、または、入札の前であるならば、財源の変更ということも多少は理解できますけども、既に発注されて、現在もう既に工事が行われてるようなこの時期に、起債対象外になったので組替えしますということであれば、あまりにも私は当初予算の査定、そして、見積り、町の認識が財源に対してでも非常に甘いというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

例えるならば、車を注文して、はい、納車になりました。でも、ローンは通りませんでした。これ、どうすんべと。じゃあ、貯金、何とか崩して買うんべと。全然最初に考えてたのとは違う内容になってしまうと。貯金があったからいいようなものですけども。

補正や変更ありきでは、これは今後大変なことに私はなるというふうに思っております。今後このようなことがないようにするには、どうしたらいいのか。また、公共施設整備基金、これは現在、7億1,500万円あるわけですが、これの10%にも及ぶ繰入金ということであります。この10%にも及ぶ繰入金、これを取り崩した場合に、今後、基金への対応ということも考えなければいけませんので、今後このようなことがないようにするにはどうしたらいいのか、そして、基金への今後の対応、この2点について再度、課長にお聞きします。

○議長

答弁を求めます。

では、建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

先に、こちらのほうの工事実施においては、質問の意図とは外れるかもしれませんが、事業費としての社総金を充てている補助対象事業として進めていますが、その他の財源としてのお答えについては、財政部門である総務課長のほうからお答えいただきますので、よろしくをお願いします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えしたいと思います。

建設課長のほうからあったように、公営住宅の修繕ということで社総金のほうを充てて、残りについて起債ということで当初の段階で見ていたということでもありますけども、担当のほうでも、当初の段階では起債の対象になるんじゃないかということで、そういう認識があつて令和6年度に入りましてから県のほうに起債の申請をしております。県のほうからそういった公営住宅法に基づく、先ほども申し上げましたが、修繕については過疎債の対象外ですよということで連絡が来ましたので、それに代わる財源ということで、なかなか起債のほうでは難しいということになりますと、一般財源、基金のほうを取り崩して実施するしかないのかなということで今回の基金の取崩しということになったんですけども。担当のほうも人事異動等で替わってきますので、今後は、査定の段階で起債が使えるのか、また、使えないのか、十分確認して予算計上していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

担当が替わったからとか、県からそういった駄目ですよという説明を受けましたと。だから、最初にも言ったとおり、認識が甘いんじゃないんですかっていう私は話をしたんですよ。きちっと本当にこれ、ローン通るの、起債できんのと。最終的に確認をしてから工事発注じゃないんですかって。後先違うんじゃないのっていう話ですよ。にもかかわらず、担当が替わったからとか、いや、社総金、使ってっからいいんだとか。いや、一般財源、使って何とか間に合わせましたって、そんな話じゃないでしょって。町民の大切なお金ですよと。なるべく有利な内容でこういった大きな建物のインフラ整備というのは、私はするべきだというふうに思っております。もちろん、前回の補正のときにもちょっとお話をさせていただきましたけども、財源ということで非常に認識の甘さが私はあるんじゃないかなというふうに思って今回、質問させていただきました。

最後、3番目なんですけれども、町長に。地方債は使えない、基金は取り崩す、補填もできません、減りっ放しです。これは、町長、どのように監督して指導してたのかなというふうに私は町長の姿勢もお聞きをしたいと思います。町長だってこのことについては当然、知ってることであるというふうに私は思っておりますので、どのような監督、指導をしたのか

お聞かせを願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今、担当事務方から説明あったとおり、これは、確認不足であったということは否めないということですので、今後このようなことがないようにということでしっかり指導してまいりたいと、そんなふうに思います。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかにありませんか。

2番、渡邊俊典君。

○2番

議案第57号の総務費、支出の部分で企画費、この中で節が16、公有財産購入費というところで、これを購入して地域おこし協力隊の住まいなり、それから、柳津移住の試しの人たちに貸し出すということにしようということなんですけども、これかなり。

例えば、その建物を購入して、地域おこし協力隊3名と言いますけども、どなたかが責任、持ってシェアハウスのような使い方をするのであれば、さほど建築法上、消防法上、ないです。丸々貸し出すっていうことですね、1人の責任者に。連名があるかどうかは別にして。

それ以外に、例えば個別に、地域おこし協力隊の人たちも少し動くからと、個別に部屋貸しをします。ただ、公共部分、台所、風呂、トイレ、これは共用だということにした場合には、各部屋、建築上で界壁、小屋裏まで全部防火対策の工事、しなきゃいけないです。大変な工事、かかります。

あと、そこに試しにお試しの人たち、来たときに、どのくらいの期間するのか分かりませんが、誰の責任で泊めるんだと。それさえも、例えば、地域おこし協力隊が住んでた場合には、台所、冷蔵庫か何かみんなありますよね。そこで自炊してくださいっていうわけにもいかない。部屋貸しっていうのも、これまたおかしな問題、出てくる。

今、言ったシェアハウスのこと、これ、あんまりうまく、結構あるんですけど、困ったとき東京あたりで1部屋を知り合いと一緒にやんべ、住むべということ、あるんですけども、うまくいっている例があまりないですよ、途中でね。でも、これを本当にそうやってシェアハウスのように貸したら、最初に名前書いた、これ、大責任ですよ、出ていったときまで。い

ろんな修理関係の、もし責任があった場合、その人、責任取らなきゃいけないようになってくるんです。そういう貸し方、するののか。

それから、風呂もそうですけども、民宿であれば、かなり大きな風呂だと思うんですよね。見てないから分かりませんが。そうしますと、その維持費。お湯を入れたり、みんな同じく、一緒に入るわけじゃないでしょうから。それから、台所をやるんだって、冷蔵庫だって1つでいいののか、3つ置けとか、あるののか。

やはりかなり厳しい。よく考えてやっていただきたいと思うんです。それは、どういう発想で今やろうとしてんののか。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、お答えいたします。

今、議員さんが言った、誰かに貸し出すというものでなくて、あくまでも町でございませう。地域おこし協力隊を入れて活動していただくということになります。一部、今シェアハウスという話も出ましたが、地域おこし協力隊の方については、シェアハウスのことを考えております。3名なり2名なりという形ですけども。部屋、何か所かありますので、一部の部分につきまして、今、考えてるところではお試し住宅、柳津町に泊まっていたらという形で短期間、そんな長い、1年もということではありませんので、短期間の分、体験していただくということを考えて、今のところ、おります。

お風呂なんですけども、お風呂については、それほど大きなお風呂ではないです。普通に一般住宅とさほど変わらないようなお風呂ですので、そこまでの維持費はかからないだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

それと、大変な工事、かかりますね。部屋を貸し出すっていうことは、アパート業法になっちゃうんですよ。そうしますと、各部屋、防火区画しなきゃいけないんです、小屋裏まで。ですから、これは購入後、相当な金、かかります。そういうことをね、ですから、私が言い

たいのは、その辺の計画、建築基準法上、消防法上、そういう甘いもんじゃないですから。今、言ったように、1つ丸々貸すなら別なんだと。それをやらないつつた場合には、相当の金、かかります。ですから、私はこの予算、いいとか悪いとか別にして、ちゃんとこれは議会に運営方法、それから今後どれだけ金、かかるのか、分かってからこれを施行してほしいと思うんです。そういうことなんですけど、どうでしょうか。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

まず、今後の整備にかかる改良、どのくらいかかるかっていう部分については、建築基準法、もちろん、用途変更等あるかどうかというのを今、消防署とも協議をしてる段階でございます。幾らっていうふうには今、出せませんので。まず、やること、やれることをっていう形で進めていきたいなと思ってます。柳津町にはそういった施設がございませんので、そういった部分でまずやっていきたいというふうに考えております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

ですから、これからでしょう。ですから、このお金を、ただ、そこを先、買っておいでから考えましょうじゃなくて、やはりある程度計画して、大まかで分かるわけですから、専門家に頼んでおけば。それからこの予算は執行していただきたいと思います。私の要望です。お願いします。

○議長

答弁、いいですか。答弁、もらいますか。

○2番

答弁、いいです。

○議長

ほかにありませんか。

5番、松村 亮君。

○5番

私からは2点、質問をします。

まず最初に、23ページ、文化財管理費の旅費の部分であります。

地域・日本の新たなレガシー形成事業における令和6年度の支援対象について、観光庁のホームページを調べました。1つ、F S調査及びレガシー形成に向けたプラン作成に関する経費、2つ、事業の実現に向けた検討に関する経費、3つ、その他、本事業の目的を達成するための必要な経費と書いてありました。

旅費に関しては、この③番、大変漠然とした記述でありまして、比較的広範囲が対象になりそうだなと思っているんですけども、今回、事業主体である町が先進地の視察、先ほどのご説明では調査という言葉が使われておりましたが、その経費が本件に該当にならず町の一般財源を使うに至った経緯について、公民館長にお伺いをします。

○議長

答弁を求めます。

公民館長。

○公民館長

それでは、お答えさせていただきます。

今おただしのありました、今年5月に採択されました地域・日本の新たなレガシー形成事業の中におきましては、地域の文化財を食文化の継承の場として活用することを検証していくために、国内2か所について観光庁、町、選定された受託業者の3者によりまして現地におきましてヒアリング、そして調査を計画しているところでございます。

そして、今おただしのございました調査に係る旅費でございますが、事業者分の調査員旅費につきましては、今回の対象経費として認められているところでございますが、調査に同行する観光庁、そして町関係者の旅費につきましては、助成対象外となっていることが後日、判明しているところでございます。この点につきましては、募集の段階で要項にも記載されていない事項でございまして、旅費については全般つきましますよ、対象ですよということは分かっておりますが、今回の職員に係る旅費に関しましては、観光庁のほうから対象外にしてほしいという要請もされたことございまして、今回、補正予算としてお願いするものでございます。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

私も事前に実はヒアリングをしてまして、町と国ともう一つ、調査をやる企業っていうの

が登場人物にいて、その経費としては認められてるんですけど、自治体としては認められてないということが判明しましたので、そういった部分がクリアになりましたから、先進地をしっかりと視察してきていただいて事業のさらなる充実に向けて邁進していただきたいなど、このように思っております。

次の質問なんですが、15ページ、ふるさと納税業務委託料についてであります。パッケージ、パックご飯のご説明がありましたが、まず、当初予算ではなく9月補正に至った経緯について伺います。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、ふるさと納税業務委託料のパックご飯について、経過ということでございますが、今、業務の部分でそういった町の商品等の開発の部分委託している事業者さんとのお話し合いが当初から始まっておりましてけれども、その中におきまして、まず、柳津の商品、商品を開発していこうというところでもあります。そういった部分で、10月から12月がふるさと納税のピークでございますので、それに合わせた物ということで、まずパックご飯を作っていきたいと。ただ、パックご飯につきましても、ちょっと変わったものということでございましたので、柳津町ですと今やっている方としましては、福島県のお米ということで「福、笑い」、そちらのほうを使用したパックご飯をしたいということで、話し合いの中でこちらのほう、町からの提案という形になったものでございます。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

次に用意した質問は、実は事業概要、どういったお米を使用してどれぐらいの数量をいつまでの納期でやろうと考えているのかという詳細説明を求めようと思っておりましたが、何となく今、少し、福、笑いを使うという話がありましたので、次の質問に移りますが、福、笑いの場合に用意した質問は、柳津町においては福、笑いの生産者、かなり限られることは皆さん、ご承知のとおりかと思えます。例えば、今回ご提案のあった事業が、米農家全般が対象の事業であった場合であれば、私個人としては非常に大義があるのかなと思っておりますよきことかなと思うところと、今回、そうでない場合って話なんですけど、1回立ち

止まってみて、極力多くの米農家に恩恵があるような事業展開のほうが理解と協力が得られるだろうと。そして、今後のふるさと納税の返礼品の充実はもとより、大局的に見た町の農業振興などにも皆様が協力してくれるというところで好影響があると考えますが、その点について町の方針を伺います。

なお、あわせて、本件に関し、今、私が申し上げたようなことが検討の余地がないよ、押し通していきたいよということであれば、今ぜひやらなければいけない必要性というのを改めてお示しいただければと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、お答えいたします。

確かに柳津町におきまして福、笑いについては、県の取決めということでGAP取得者のみが生産できるというところになりまして、当町ではGAP取得者、残念ながら1団体というか1名しかございません。

そういった部分でも、なぜ福、笑いなのかということですが、できれば町内のお米の業者さん、みんなの分を使っていきたいところ、あるんですが、福、笑いが今、商品として今年から加工が許されるようになったということがありますので、そういった部分でなるべくほかの町村等でやっていないことをまずやってみたいということが、まず1つでございます。

もう一つ、福、笑いを使う部分で、町がもちろん今、試しであるとしてもやりますので、そういった部分では、今後、そういったものを使うこと、商品を作ることによって、GAP取得者がほかにそういうふうが増えていただけるということを期待して今回やってみたいなというふうに考えております。そこにつきましては、こういうふうに町が取り組んでGAP取得者、もちろん今は1名しかおりませんが、そういった取組、こういった部分で出口をつくるっていう部分で、さらにGAP取得者、ほかの方にまねしていただければ福、笑いもまた生産できますので、そういった部分でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

検討は。意見に対する検討はできるか、これから。

○みらい創生課長

今、実はパックご飯についても通常の米であれば、ただの米だと恐らく何のメリットもな

いってというのが実際あります。で、検討という形で、一応、今2通り、考えてはいるんですけども、コシヒカリの部分もどうだっていうことで。実はパックご飯の試作っていうのを少しやらせていただけてますが、その前に試食しなければいけませんので、そういった部分では町のコシヒカリと、福、笑いは今年ないので別なところから仕入れて、試しの部分でやっておりましたが、その食べ比べには一応は検討させていただいております。

以上です。

○議長

5番、松村 亮君。

○5番

もし誤解されてたらあれなんですけど、この事業をやってくれるなって話をしたいわけじゃないんです。ただ、一般質問のときにも少しお話しさせていただきましたが、願わくば町がやる事業って三方よしであるといいよねっていうのが理想像としてはあります。

さっき福、笑いじゃないやつだとメリットがみたいな話があったんですけど、自治体が発注してパック米を作るのであれば、さっき私が言ったとおりで、極力いろんな農家の米、柳津産米みたいなのを使えば町の人に恩恵があるわけだから、そこが行政がつくるメリットなんです。私が一事業者だったら、今、課長が答弁されたように、私とその物を作って販売することだけ、利益だけ考えればそういうことも考えられるんですけど、町が展開していくのであれば、やはり大義とか町民理解って絶対必要なんだろうなと思ってるんですよね。なので、そこんところは留めておいてほしいんですけど。

あと、最後に聞きますが、仮にというか、全然あり得る話で、在庫が結構残っちゃったよって場合があると思うんですよね。賞味期限が前段の話ですと1年ぐらいとかということだったと思うんですけど、現段階では処分体制、処理体制、町民の方から頂いたお金で処分だ、処理だっていうのも大変失礼な話ではありますが、その処理体制も現段階では不明であることは非常に懸念事項でありますので、そこら辺の部分、担当課としてどのように考えているか伺って、質問を終わります。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

お答えいたします。

在庫についても、やはりもし在庫が出てしまったなっていう、ふるさと納税のやつですの

で、それは考えておりました。そういった部分についても、もちろん、ふるさと納税でっていうふうに一括で納品されると思いますので、そういった部分で在庫、出そうになったと、賞味期限が過ぎてしまったら仕方ありませんので、その前に町内の例えば道の駅などそういったところでも販売っていうことも、ふるさと納税と併せて販売ということも考えております。

以上でございます。

○議長

ほかにありませんか。

10番、伊藤 純君。

○10番

1点、質問やら確認やらお願いします。

先ほどもありましたが、地方債についてであります。今までの現状の借入先としましては、政府資金が32億円、その他の金融機関、民間から5億6,000万円という借入れがございます。5ページ、6ページの補正なんですけど、利率が年3%以内ということになっておりますが、現状どのような、各それぞれある、緊急防災・減災事業とか、辺地債とか、過疎対策債とか、臨財債ってのはちょっと違うと思うんですが、3%以内ということと、もう一つ、償還の方法であります。一応、消防施設の緊急防災・減災事業については据置5年、そして、この中身ですが、「町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる」ということが書いてありますね。低利に借換えするっていう条件等、もしよければ、総務課長のほう、お答えできればです。よろしくお願いします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

起債の利率の関係については、3%以内ということで定めておりますけども、物によって利率については、各金融機関から見積りを取って一番安いところから借入れをするというようなことにもなっております。

あと、据置きにつきましても、これはある程度、決まっている部分でありますけども、財政的に余裕があれば繰上償還ということで、今回も一部、繰上償還しておりますけども、低

利に利率、高いものから安いものへ借換えですかね、そういったことも可能だということでもありますので、その辺はそのときの状況を見ながら実施していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

10番、伊藤 純君。

○10番

なぜ私がこんな質問をしたかといいますと、7月に日銀の植田総裁がゼロ金利なくしましたよと。上がりました。そして、その中で、今年度中にもう一度、利上げがあるかもしれませんという発言をしております。10月に会議があるわけですが、そこで決定された金利っていうのは、多分、来年の1月にはもう決定事項になると思います。ただし、プラス1%から0.5%以内だと私個人では思っておりますが。その他の金融機関で今、借入れしてるのが5億6,000万円ということになれば、0.5%金利が上がっただけでも大変だなという思い、感じがいたしました。

そこで、財政担当課長ということで総務課長には大変厳しい判断、決断をして今後、借入れ、あるいは、地方債の借入れをしていかなければならないっていうのは大変あると思いますが、多分、町内の金融機関を利用すべきだと私は思いますが、それについてもやはり綿密に情報の共有をしたり、打合せをしたりして、町の財政がこのくらいなので、金利、もう少し何とかなんないですかっていうこともしながら、それこそ借入れのほうに向かっていければ、金利、例えば0.1%が0.5%に上がっただけで何百万も違うわけですから、そういうことも含めて検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

答弁、いいですか。

○10番

はい。

○議長

ほかにありませんか。

9番、荒明正一君。

○9番

24ページの災害復旧費の林業災害復旧費っていうのがあるわけですが、これに大峯林道の

分は入っていないと思いますが、一応伺っておきます。

何でそういうことを聞くかと言いますと、それに合わせて現在の、副町長も時々行ってくるっては言っているんですが、その現状を見た場合に、私が見た限りにおいて3か所はどうしてもやってもらわなければならないところがあるわけです。

○議長

では、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えをいたします。

今おたदाしありました林業施設の災害復旧の分については含まれておりませんが、通常、補正をいただきます予定の林業の道路維持管理の部分においては、大峯線のその道路の損傷した箇所を補修させていただき予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長

9番、荒明正一君。

○9番

この3か所とも、また、内堀知事に来やったときに、あそこでパイプ、ずっと立ってるんです。ああいうのも格好悪いと。大峯にかかっている人たちから言うと。それで、中野の林道のカーブの下のあれも、何年もそういう状態であるわけです。それも、議員もやって区長もやって何でできねんだ、何にもなんねなど。私はいいです、慣れてっから。そういうことがあるっていう現実をどのように考えておられるか伺います。

○議長

建設課長。

○建設課長

まず、大峯線における3か所というところ、また、内堀知事というところではございますが、令和元年、こちらのほうに災害以降、足を踏み入れていただいているということは、現地確認もしていただいていることは承知しております。

その災害の場所っていうのが、もう復旧は終わっておりますけれども、場所を特定できないところではございますが、建設課といたしましては、確認の上、補正をいただく予定でございます。必要な箇所の維持管理に努めてまいります。

また、ほかの路線ですけれども、なかなかこちらのほうで確認する見方と違う場面もあるかもしれません。今後も道路の維持管理に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

9番、荒明正一君。

○9番

何でそういうことを聞くかと言いますと、万一道路にそういう、業者を頼んで恐らく発注しているんだろうと思いますが、大峯担当部落のほうと相談してやっていくことが、より適切な対応の仕方ではないかと思ひますので、その辺をよろしくお願ひしたい。

以上です。

○議長

答弁、いいですか。答弁、要りますか。

○9番

はい。

○議長

では、協議してくださいということで、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

様々な地区から要望という形でも出てきております。地域ぐるみでのお話となれば、要望という形でいただき、また、それに対応していくというお話し合い、していけると思ひますので、建設的にそういった形でやっていけるかなと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第57号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成

の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第58号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第59号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第60号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第61号「令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第62号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定するこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第63号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第12、議案第64号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第64号「教育委員会委員の任命同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、鈴木 礼氏が令和6年9月30日をもって任期満了になることにより、提案するものであります。

◇

◇

◇

○議長

暫時休議いたします。（午前11時48分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時49分）

◇

◇

◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました

住 所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字寺家町甲 1 6 3 番地

氏 名 鈴木 礼

生年月日 昭和 4 7 年 1 月 2 1 日生まれ

の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第 6 4 号「教育委員会委員の任命同意について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第 1 3、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

日程第 1 4、諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

日程第 1 5、諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

を一括上程し、議題としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、諮問第 1 号、諮問第 2 号、諮問第 3 号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」諮問理由を説明いたします。

本件は、新井田貴美子氏が令和6年12月31日をもって任期満了となることにより、諮問するものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」諮問理由を説明いたします。

本件につきましても、鈴木晴美氏が令和6年12月31日をもって任期満了となることにより、諮問するものであります。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」諮問理由を説明いたします。

本件につきましても、小林幸子氏が令和6年12月31日をもって任期満了となることにより、諮問するものであります。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。（午前11時52分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時53分）

◇ ◇ ◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました

諮問第1号

住 所 福島県河沼郡柳津町大字藤字藤沢1433番地

氏 名 鈴木 晴 美

生年月日 昭和30年5月14日生まれ

諮問第2号

住 所 福島県河沼郡柳津町大字牧沢字居平611番地

氏 名 天 野 亘

生年月日 昭和34年8月12日生まれ

諮問第3号

住 所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字寺家町甲170番地3

氏 名 小 川 みずほ

生年月日 昭和40年2月1日生まれ

の推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を原案のとおり承諾することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承諾することに決定しました。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を原案のとおり承諾することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承諾することに決定しました。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を原案のとおり承諾することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承諾することに決定しました。



○議長

日程第16、報告第2号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第2号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本案は、令和6年5月15日、福島県大沼郡三島町大字滝谷地内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第2号専決処分の報告につきまして補足してご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

専決第6号損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

記

1 としまして、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1180番地

氏名 福島県宮下土木事務所

2、事故の概要でございますが、

令和6年5月15日、福島県大沼郡三島町大字滝谷地内において、町民バス支所本庁線が対向車との接触を避けるためハンドルを切ったところ、道路側面のガードレールに接触し、ガードレールを損傷させたものであります。

3、町の損害賠償 金6万9,297円

4、和解の内容

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認する
ものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第17、報告第3号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」を議題
といたします。

経営状況の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第3号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」別紙のとおり報告い
たします。

本報告は、一般財団法人やないづ振興公社理事長より令和5年度の経営状況につきまして
報告がありましたので、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしく願いをいた
します。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、私のほうから報告第3号一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告につつま
して補足してご説明いたします。

お手元の資料、令和5年度収支計算書により報告をさせていただきます。

収支計算書、1ページをお開きください。

収支計算書総括表でございます。

勘定科目の主な科目と合計の金額のみ申し上げます。

なお、つきみが丘町民センターからほっと i n やないづまでの5施設の合算が合計額とな

っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、収入の部でございますが、事業収入のうち売上、2億1,253万1,184円。利用料といたしまして、5,250万5,150円。雑入といたしまして、286万5,661円。受託収入といたしまして、762万477円。指定管理料といたしまして、3,590万4,000円。当期収入合計、3億1,142万6,472円となっております。

次の2ページをお開きください。

続きまして、支出の部でございます。

一般管理費のうち人件費ということで、1億214万6,583円。需用費、4,257万3,301円。

3ページのほうをご覧ください。

その他としまして交際費、8万3,125円。旅費としまして、14万7,190円。通信運搬費といたしまして、124万2,887円。保険料として、27万1,600円。清掃料といたしまして、27万2,800円。諸謝金といたしまして、5万円。役務費の手数料分で374万2,475円。広告宣伝費といたしまして、75万5,700円。使用料及び賃貸料といたしまして、1,293万7,417円。

次のページをお開き願ひます。4ページになります。

原材料費、3,847万2,793円。商品仕入といたしまして、7,923万1,988円。備品購入費といたしまして、43万1,500円、負担金及び交付金、44万7,100円。

次の5ページになります。

委託料ということで、773万1,884円。

次の6ページになります。

支払利息ということで、22万723円。公課金、1,158万150円。施設管理費、646万円。ここまでがその他の内訳ということになります。借入金返済支出ということで、600万円。

当期支出合計ということで、3億1,479万9,216円。当期収支差額、マイナス337万2,744円であります。

なお、事業報告書、利用者状況報告書につきましては別冊となっておりますので、ご確認のほうをお願いいたします。

以上をもちまして補足説明を終わります。

よろしくお願ひします。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第18、報告第4号「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について」を議題といたします。

財政の健全性に関する比率の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第4号「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について」別紙のとおり報告いたします。

本報告は、柳津町の財政健全化に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第4号地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきまして補足してご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、第2条各号に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに第22条第1項に定める資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

実質公債費比率6.1、それ以外の比率につきましては、表示する値がないという状況になっております。

なお、この内容につきましては、決算審査時に関係書類を提示しまして監査委員の審査を受けておりますのでご報告いたします。

○議長

次に、代表監査委員より財政の健全化判断比率の審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、岩佐利昭君。

○代表監査委員（登壇）

それでは、令和5年度健全化比率審査意見を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率の審査を終了したので、その結果を下記のとおり意見を付して報告します。

なお、決算審査と同時期に新井田委員と共に審査いたしました。

右側のページをご覧ください。

審査の結果を申し上げます。

健全化判断比率の状況について。実質公債費比率、3か年平均が6.1であります。その他の数値については、記載のとおりであります。

審査総評を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める、令和5年度健全化判断比率について審査した結果、算定数値、財政指標に誤りがないことを確認しました。

また、健全化判断比率は、法律の定める健全化基準の範囲内であり、本町の財政状況は健全であると判断いたします。

以上であります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第19、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、令和6年第3回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にご苦労さまでございました。(午後0時09分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 齋藤正志

同 議員 小林浩

同 議員 渡邊俊典

同 議員 磯目泰彦